

事 務 連 絡
令和3年12月23日

都道府県
各 指定都市 社会福祉連携推進法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉連携推進法人関連通知の訂正について

令和4年4月1日からの社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、施行準備にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けては、令和3年11月12日付け、関連通知を発送したところですが、一部誤謬等がありましたので、別添のとおり訂正させていただくとともに、該当通知の差替えを送付させていただきます。

各都道府県等におかれましては、御了知いただくとともに、貴管内市区町村及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

(別添)

社会福祉連携推進法人関連通知の訂正について

- 社会福祉連携推進法人の施行に向けては、11月12日付け関連通知を发出したところであるが、一部誤謬等があったことから、下表のとおり訂正する。

(1) 社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）関係

該当頁等	正	誤
P11の③のウ	ウ 法人でない者は社員として参画できないこと。このため、2以上の施設等を有する法人の場合、施設等单位ではなく、法人として社員に参画しなければならないものであること。	ウ 法人でない者は社員として参画できないこと。このため、2以上の施設等を有する法人の場合、施設等单位ではなく、法人として社員に参画しなければならないものであること
P24の10の(1)の②	② 各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)、監査報告、会計監査報告 <u>定時社員総会</u> の2週間前の日(一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあってはその提案があった日)から5年間(従たる事務所にあってはその写しを3年間)	② 各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)、監査報告、会計監査報告 <u>定時評議員会</u> の2週間前の日(一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあってはその提案があった日)から5年間(従たる事務所にあってはその写しを3年間)
P28の2の(1)	(1) 社会福祉連携推進認定を受けようとする場合には、次の①から⑬までに掲げる申請書類を認定所轄庁に提出しなければならないものであること。 (施行規則第39条)	(1) 社会福祉連携推進認定を受けようとする場合には、次の①から⑩までに掲げる申請書類を認定所轄庁に提出しなければならないものであること。 (施行規則第39条)

P49の理事会の列	・競業及び利益相反取引（一般法人法第92条第1項）	・競業及び利益相反取引（一般法人法第92条第1項）
P53の第13条本文	（除名） 第十三条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。	（除名） 第十三条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。
P54の第17条（注）	（注）一般法人法第36条第1項参照。 定時社員総会は、同条同項の規定により、毎会計年度終了後一定の時期に招集しなければならないため、開催時期を定めておくことが望ましい。 他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる（一般法人法第36条第2項）。	（注）一般法人法第36条第1項参照。 定時社員総会は、の規定により、毎会計年度終了後一定の時期に招集しなければならないため、開催時期を定めておくことが望ましい。 他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる（一般法人法第36条第2項）。
P56の第24条第3項（1）	（1）各理事について、親族等の特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、当該理事並びに親族等の特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと	（1）各理事について、親族等の特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、当該理事並びに親族等の特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと
P58の第29条第2項本文	2 監事は、会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。	2 監事は、会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。
P66の第57条	（社会福祉連携推進認定の取消し等に伴う贈与） 第五十七条 本法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該社会福祉連携推	（社会福祉連携推進認定の取消し等に伴う贈与） 第五十七条 本法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該社会福祉連携推

	進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人のいずれかに贈与するものとする。	認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人のいずれかに贈与するものとする。
--	---	--

(2) 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（令和3年11月12日付け社援基発1112第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）関係

該当頁等	正	誤
別添 勘定科目 説明 2. 損益計算書 (内訳表含む) 勘定科目の説明 ②費用の部 〈純資産増減の部〉	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第144条の規定に基づき代替基金として計上した金額をいう。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律144条の規定に基づき代替基金として計上した金額をいう。

(3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（令和3年11月12日付け子総発1112第1号、社援基発1112第2号、障障発1112第1号、老総発1112第1号厚生労働省子ども家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知）関係

該当頁等	正	誤
P4 の新の列の<施設整備等による支出>の説明	<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金の元金償還額をいう。</u>	<u>社会福祉法第125条第4号に規定される業務として行われる社会福祉連携推進法人からの設備資金借入金の元金償還額いう。</u>